

施策名：携帯電話等エリア整備事業

総務省移動通信課 03-5253-5894
subsidy.section@ml.soumu.go.jp

分野

5Gなどの情報通信基盤の早期整備

総合戦
略該当
箇所

横2-1-(1)-i

予算
額

令和3年度当初一般会計
1,514百万円

特徴・ポイント

- ✓ 道路や観光地等の非居住エリアの圏外解消のため、地方公共団体等が条件不利地域において携帯電話等の基地局整備等を行う場合に支援を行う。
- ✓ また、都市と地方で隔たりなく5G基地局が整備されるよう、無線通信事業者が条件不利地域において5G基地局等を整備する場合に支援を行う。
- ✓ 1者単独整備よりも、複数者共同整備の場合に補助率を有利にすることで、インフラシェアリングなどによる効率的な整備を推進する。

目的

- 携帯電話サービスは国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的条件や事業採算上の問題により、サービスを全く利用することができない地域や5G等の高度化サービスが利用できない地域がある。このような地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、新たな日常を支える5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。

概要

- 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設（5G等の無線設備等）や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。

	事業名	事業内容	事業主体	補助率					
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1者参画の場合】		【複数者参画の場合】			
				国 1/2	都道府県 1/5	市町村※1 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村※1 1/5
				※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担					
②	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者	【100世帯以上300世帯未満の場合】		【100世帯未満の場合】			
				国 1/2	無線通信事業者 1/2		国 2/3	無線通信事業者 1/3	
③	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者	【1者整備の場合】		【複数者共同整備の場合】			
				国 1/2	無線通信事業者 1/2		国 2/3	無線通信事業者 1/3	
				(注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが300世帯未満の場合に限る					
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 2/3※2		離島市町村 1/3			
				※2：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3					

イメージ図

